

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅口市長 栗山 康彦

市町村名 (市町村コード)	浅口市 (332160)	
地域名 (地域内農業集落名)	金光地域 (八重地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

金光町は市内北東部に位置し、農用区域内の農用地等は147.3haで、そのうち田が140.3ha、畑が7.0haを占める。里見川流域に開けた平坦部の田は、比較的水利に恵まれ水稻を基幹作物としている。畑は主として丘陵斜面に散在的に分布し、桃、梨、花木等が栽培されている。八重地区では、田が中心で、農道、農業用排水施設の整備が進んでいる。また、田が集団化しており、区画も比較的整っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

八重地区は平地が多く、田が集団化しており、区画も比較的整っていることから引き続き、ほ場整備等による農地の高度利用を図る。また、耕作放棄地の発生抑制と再生・利用に努めるとともに、地域住民を含めた多様な主体の参画によって、農地の保全・管理を図る。基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全し、その他、必要に応じて地域の現状に即した基盤整備や農道整備等を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	420 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	147 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、集落の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の担い手の高齢化が進んでおり、今後、経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構に貸し付け、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
コンパクトな地域であることを活かし、兼業で農業を行うことも可能であることをPRし、市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農道、水路等管理に係る除草作業など、効率化が期待される作業は市内事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②耕畜連携による生産性の向上を図る。
 ⑦集落内の非農業者とも連携し、農地等の適切な維持管理を行う。